

No.	関連書類	項目	質問	回答
1	募集要項	公募手続き	説明会に出席していないが、応募は可能か。	可能です。
2	募集要項	公募手続き	共同事業体の場合、すべてにおいて、千葉市に対し、入札に係わる登録は必要か。	指定管理者募集は入札業務ではないので、千葉市財政局契約課において行う業者登録の必要はありません。
3	申請用様式	様式	技術者経歴書に記入する技術者は、どのような者を記入すればよいのか。	本施設の維持管理に直接関わる者で、管理に関わる資格(電気主任技術者等)を持っている技術者がいれば記載してください。
4	提案書様式	様式	同種・類似の施設の管理実績とはどのようなことか。	地方自治体(千葉市に限らない)が設置する公の施設における指定管理者、管理委託等の実績です。
5	提案書様式	様式	提案書のページ数が多くなることが予想されることから、製本についてはバインダー等の利用も認めてもらえるか。	様式を遵守する範囲においては、バインダー等の利用も可能とします。
6	提案書様式	様式	A3の折込を使用してよいか。	A3判の使用は不可とします。様式は全てA4判で作成してください。
7	提案書様式	様式	提案書様式について、各様式について枚数制限が複数枚の場合は、各質問項目毎に1枚とするのが適当か。	指定枚数以内であれば、各質問項目のページ配分は自由です。
8	提案書様式	様式	金額の単位は千円となっていますが、消費税の扱いは税込金額で作成するのか、税抜金額で作成するのか。	税込金額で記載してください。
9	提案書様式	様式	事務費の項目について、募集要項とは違う経理科目名となる可能性があるが、当社の科目名を使用して提出してよいか。	提案書様式第34号(収支予算書)に掲げた費目を使用してください。
10	管理運営の基準	利用料金	利用料金について、料金体系・料金区分の変更は可能でしょうか。	利用料金の変更は、市の承認を得れば可能ですが、区分体系の変更は不可とします。条例の区分体系範囲内でご提案ください。
11	管理運営の基準	運営	PR活動等によって利用者が増えたことによる費用増については、市の負担と考えてよいか。	指定管理者の負担となります。
12	管理運営の基準	運営	備品等が利用者の原因により破損、紛失等した場合の費用負担者は誰になるのか。	利用者の原因であれば、利用者が負担します。
13	管理運営の基準	自主事業	施設が興行で利用される場合の、誘導及び警備、夜間の警備の際の指定管理者の役割は。	興行主と指定管理者の協議の上、決定してください。なお、興行時においても通常の施設の警備義務等は指定管理者にありますので、興行主との調整は細心の注意を払ってください。
14	管理運営の基準	維持管理	稲毛海浜公園球技場について、Jリーグチームの練習試合等での利用が可能なレベルとは、どの程度のことを意味するのか。	芝の剥離、枯死、フィールドの凹凸等がなく、Jリーグチームが安全かつ円滑に行える状態を意味します。芝の管理状態について、Jリーグから指導・指示があった場合はそれに従うこととします。
15	管理運営の基準	警備	人的警備、及び機械警備が機能すべき時間は事業者の提案の自由でよいか。	開場時間外は、原則、機械警備が必須となります。
16	管理運営の基準	備品	指定管理者決定後に購入する備品について、市と調整はできるのか。	備品の購入については、市と協議の上、決定します。
17	管理運営の基準	光熱水費	指定管理者が売店等を設置する場合に市に支払う行政財産使用料に、光熱水費は含まれるのか。	含まれません。光熱水費は、別途、市に支払っていただくこととなります。なお、指定管理者が自主事業として売店等を設置する場合は、興行主としての指定管理者が指定管理者に光熱水費の実費を支払うこととなります。

No.	関連書類	項目	質問	回答
18	管理運営の基準	光熱水費	電気、ガス、水道に係わる契約について、各事業者との契約は市か、指定管理者か。契約者が市の場合は、事業者の請求は市に対し行われ、指定管理者は市発行の納付書により市に支払う事になるのか。	千葉市が契約者となり、支払い者は指定管理者となります。指定管理者が直接、電力会社などに料金を支払うこととなります。
19	管理運営の基準	本施設の概要	千葉公園庭球場の使用中は、「職員が必ず同伴し」とあるが、職員が適切に監視できる状態であれば、必ずしも利用者の利用時間中ずっと同行している必要はないと考えてよいか。	利用者が利用する場合は、管理担当者が必ず同行し、競輪場へボール等が出ないように監視することが義務となります。
20	管理運営の基準	本施設の概要	花鳥公園センター幼児室には職員を待機させる必要はないか。また必要ない場合、リスク分担はどのようになるのか。	待機する必要はありません。また、利用者の責任となります。ただし、指定管理者が責めを負うべきことが明らかな場合は(備品等を設置し、備品が崩れて幼児が怪我をした等)、指定管理者の責となります。